

敦賀市立看護大学聴講生規程

平成26年4月1日
敦賀市立看護大学規程第32号

(趣旨)

第1条 この規程は、敦賀市立看護大学学則（平成26年敦賀市立看護大学学則第1号）第39条の規定に基づき、敦賀市立看護大学（以下「本学」という。）の聴講生に関し必要な事項を定めるものとする。

(科目)

第2条 学長は、毎年度の開始前に、聴講生の募集から入学手続までに要する相当な期間を定めて、聴講を認める科目及びその定員を決定し、公示するものとする。

(聴講の手続)

第3条 聴講生として聴講を希望する者は、次に掲げる書類を学長に提出しなければならない。

- (1) 聴講生受講申込書（様式第1号）
- (2) 最終学校の卒業（修了）証明書
- (3) その他学長が必要と認めるもの

(聴講生の選考)

第4条 聴講希望者に対しては、教授会が選考を行う。

(聴講の許可)

第5条 前条の選考の結果に基づき聴講が認められた者は、本人及び保証人連署の誓約書並びに別に定める書類を提出しなければならない。

2 学長は、前項に規定する手続を完了した者に聴講を許可する。

(聴講生証の交付)

第6条 聴講生には、聴講生証（様式第2号）を交付する。

2 聴講生は、聴講生証を常に所持しなければならない。

(聴講料等の納付)

第7条 聴講生は、所定の期日までに聴講料を納付しなければならない。

2 前項の聴講料のほか、実験、実習又は実技に要する特別の費用は、聴講生の負担とする。

(責務)

第8条 聴講生は、この規程のほか敦賀市立看護大学学生生活規程（平成26年敦賀市立看護大学第33号）その他の本学の諸規程を遵守し、本学の品位を貶めることのないように努めなければならない。

(許可の取消)

第9条 学長は、聴講生が本学の諸規程に違反したときは、第5条第2項の規定による許可を取り消し、又は撤回することができる。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

様式第2号（第6条関係）

（表面）

敦賀市立看護大学 聴講生証	
フリガナ 氏名 生年月日 年 月 日生 聴講生番号 聴講期間 年 月から 年 月まで （上記期間中有効） 上記の者は本学の聴講生であることを証する。 年 月 日発行	写真 （上半身脱帽）
敦賀市立看護大学長 印	

*上記のほか、必要な識別子等を記載することができる。

（裏面）

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">（受講科目）</td> </tr> <tr><td style="height: 15px;"> </td></tr> <tr><td style="height: 15px;"> </td></tr> <tr><td style="height: 15px;"> </td></tr> <tr><td style="height: 15px;"> </td></tr> <tr><td style="height: 15px;"> </td></tr> </table>	（受講科目）					
（受講科目）						
<ul style="list-style-type: none"> ・本証は学内において常に携帯し、職員から求められたときは必ず提示すること。 ・本証を拾得された方は、下記までご連絡ください。 福井県敦賀市木崎78号2番地の1 敦賀市立看護大学 電話 0770-XX-XXXX 						

*上記のほか、必要な留意事項等を記載することができる。